民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和５年法律第５３号）

令和７年12月
法務省民事局

令和５年６月６日成立　同月１４日公布

民事訴訟のデジタル化

令和４年５月に成立した「民事訴訟法等の一部を改正する法律」（民訴法等改正法）により、**民事訴訟の手続が、全面的にデジタル化**

① **インターネットを利用した申立て等**の実現
② 期日における**ウェブ会議等**の活用
③ **判決等の事件記録の電子化**

※民訴法等改正法の内容については
こちらの法務省ＨＰをご覧ください

民事関係手続の主なもの

- **民事訴訟　最終的に判決により解決をする手続**
- **民事執行　財産を差し押さえて換価したり、財産等の引渡しを行う手続**
- **倒産手続　債務者の財産等を清算する破産手続など**
- **家事事件　家事審判事件（ex. 相続放棄の申述事件）、家事調停事件**
  - そのほか、非訟事件（ex.株式の価格決定事件）など

上記の民訴法等改正法により全面デジタル化

今回の改正法によりデジタル化

今回の改正法　民事訴訟以外の民事裁判手続も、デジタル化

①　インターネットを利用した申立て等

○　申立書等のインターネットを利用した提出が一律に可能

○　裁判所からの送達をインターネットを利用して実施することも可能

※　弁護士等の代理人はインターネットを利用した提出・受取りを義務化

※　破産手続等の破産管財人等も同様に義務化

②　期日におけるウェブ会議等の活用

○　ウェブ会議等を利用して実施することができる期日の拡充

（ex.民事執行手続の財産開示期日）

○　電話会議等を利用して実施することができる期日の要件緩和

（ex.遠隔地要件の削除）

③　事件記録の電子化

○　事件記録を原則として電子データ化

※　家事事件の一部で提出された紙媒体のまま保管を許容

○　当事者等はインターネットで裁判所のサーバにアクセスして閲覧等が可能

※　当事者及び利害関係を疎明した第三者は、自宅から自己の端末で閲覧可能とすること等を想定

④　判決の電子化対応（正本等の提出省略）

◇　民事執行の手続では、例えば、強制執行の申立ての際に判決書等の正本等の提出が必要

○　裁判所が電子データで作成した電子判決書等については、事件を特定する情報を提供することで正本等の提出を省略可

○　このほか、民事執行手続で判決等と同様に債務名義となり得る公正証書（遺言を含む。）についても、デジタル化を行う

※現在：書面で作成、対面手続のみ → 改正後：電子データで作成、オンライン手続・ウェブ会議利用可

施行日

○　改正法の全面施行	公布後５年以内
○　公正証書に係る一連の手続のデジタル化	令和７年１０月　１日施行
○　ウェブ会議等を利用した期日への参加、債務名義の正本等の提出の省略を可能とする仕組み等	令和８年　５月２１日施行（民訴法等改正法の施行日）